



内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-21036

令和3年9月13日

原子燃料工業株式会社

熊取事業所

熊取事業所設工認申請書の軽微な変更（第3次、第4次設工認） コメント対応整理表（R3/9/13）

○9月2日コメント

設工認申請書の軽微な変更に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0902-1	○No. 4 具体的に技術基準のどの条文に対して評価を実施しているのか説明すること。	「先行設工認申請書における記載の確認結果と対応について（H-21030-1）」の表2-1に、技術基準の各条文に対する説明を追加する。 防護壁 No.1 のコンクリート充填扉に関する、地震による損傷の防止、竜巻による損傷の防止の設計における強度部材として評価を実施しているが、評価においては適正な寸法を用いていることから、評価結果に影響はない。	—
0902-2	○No. 6 具体的に技術基準のどの条文に対して評価を実施しているのか説明すること。	「先行設工認申請書における記載の確認結果と対応について（H-21030-1）」の表2-2に、技術基準の各条文に対する説明を追加する。 第2加工棟の地震による損傷の防止対策として実施する西面（1通り）の耐震壁の増し打ちとして評価を実施しているが、評価においては当該追記部位を考慮して評価しており、評価結果に影響はない。	—
0902-3	○No. 7 火災影響評価に影響する耐火時間などについて、申請書の記載（該当箇所全て）を踏まえて問題ないことを説明すること。	建築基準法施行令第百十二条に基づく平成12年建設省告示第1369号に基づき、特定防火設備が閉鎖した状態での耐火時間は1時間であるため火災影響評価への影響はない。 特定防火設備の作動の方法については、建築基準法施行令第百十二条第10項及び第18項の規定により、常時閉鎖型、感知器連動型のどちらも採用可能である。	—
0902-4	○No. 8 具体的に技術基準のどの条文に対して評価を実施しているのか説明すること。	「先行設工認申請書における記載の確認結果と対応について（H-21030-1）」の表2-3に、技術基準の各条文に対する説明を追加する。 当該扉は竜巻対策扉であり、竜巻の風荷重に対して扉の強度評価を実施しているが、評価においては適正な寸法を用いていることから、評価結果に影響はない。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0902-5	<p>○No. 9 この変更は、材料名の記載の仕方を JIS B 1054-1 に合わせて適正化するだけで、材料が [] であることに変わりはないか。JIS 規格で [] と記載される鋼種には、[] 以外のもの含まれる。</p>	<p>今回の軽微な変更の届出における材料名の変更は、材料の調達性の観点からより幅を持たせた記載への変更を意図したものであるが、これは申請前の段階で済ませておくべき検討事項であり、変更前の記載であっても誤りはなく技術基準の適合性に問題はないことから、軽微な変更は行わないこととする。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、[] について JIS 規格において規定された化学成分は、[] と同一ではなく [] 以外の鋼種も含まれるが、技術基準への適合のためには、当該ボルトに耐火性及び耐震性が要求され、耐火性については金属製（不燃）であることで、耐震性については設計上考慮している耐力（[] 以上の耐力を有することで担保できる。このため、強度区分 [] のボルトはこれら両方の要求を満たすものである。</p>	—
0902-6	<p>○No. 9 ステンレス鋼については、強度区分を示すのが適切として []、[] の耐力より保守的とあるが、第 5 次申請では「ステンレス鋼 [] 欄外に [] の強度を有する材料」として特定材料以上の強度^(注)とするケースがある。違いは何か、説明のこと。 (注) 第 4 次申請では、[] に対し同様の記載。</p>	<p>0902-5 記載のとおり、材料の調達性の観点からより幅を持たせた記載への変更を意図したものであるが、これは申請前の段階で済ませておくべき検討事項であり、変更前の記載であっても誤りはなく技術基準の適合性に問題はないことから、軽微な変更は行わないこととする。</p> <p>なお、ステンレス鋼製ボルトの材料について「[] と記載の変更をしようとしていたのは、改造工事により新規に取り付けるボルトであった。既設のボルトについては、強度区分を同定できるものと材料は [] と同定できるが強度区分は同定できないものが混在しており、いずれのボルトについても設計上は [] の耐力 [] を適用している。このため、「ステンレス鋼 [] 欄外に [] の強度を有する材料」と記載している。</p>	—
0902-7	<p>○No. 9 ・「ステンレス鋼製ボルトの材料は強度区分で表すのが適切」と記述している。一方、一部のボルトの材質が [] と表示されている理由を説明すること。(P28 表ニ-2-2 (別表 1)、P32 表チ-2-1 (別表 2)、P34 表チ-3-1 (別表 1)) ・上記内容が第 1 次申請、第 2 次申請の内容に影響するか説明すること。</p>	<p>0902-5 記載のとおり、材料の調達性の観点からより幅を持たせた記載への変更を意図したものであるが、これは申請前の段階で済ませておくべき検討事項であり、変更前の記載であっても誤りはなく技術基準の適合性に問題はないことから、軽微な変更は行わないこととする。</p> <p>なお、ステンレス鋼製ボルトの材料について [] と記載の変更をしようとしていたのは、改造工事により新規に取り付けるボルトを対象としていた。既設のボルトについては代替検査（合金成分の非破壊検査）により [] であることを確認できているが、強度区分までは同定できないことから、強度区分ではなく材料名を記載している。 また、第 1 次及び第 2 次申請においては、ステンレス鋼製ボルトが申請対象に含まれない。</p>	—